

# さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン案 パブリックコメント実施結果

平成 31 年（2019 年）3 月  
札幌市

## 目次

<u>1 パブリックコメント（意見募集）手続の概要</u> . . . . .	2
<u>2 意見の内訳</u> . . . . .	2
<u>3 意見に基づく当初案からの変更点</u> . . . . .	3
<u>4 意見の概要とそれに対する市の考え方</u> . . . . .	4

## 1 パブリックコメント（意見募集）手続の実施概要

ビジョン案について、以下のとおりパブリックコメント（意見募集）手続を実施し、圏域住民の皆様からのご意見を募集しました。

### (1) 意見募集期間

平成 31 年（2019 年）2 月 4 日（月）～平成 31 年（2019 年）3 月 6 日（水）

### (2) 意見をいただいた方

札幌市及び関係市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する方

### (3) 資料の配布、公表場所等

- ・札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- ・札幌市役所本庁舎 5 階 まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）
- ・札幌市各区役所 総務企画課（広聴係）
- ・札幌市各まちづくりセンター
- ・ふれあいパンフレットコーナー（札幌市営地下鉄東西線大通駅コンコース内）
- ・札幌市ホームページ
- ・関係市町村の庁舎、ホームページ等

### (4) 意見受付方法

郵送、持参、F A X、電子メール

## 2 意見の内訳

### (1) 意見提出者数・意見数

6 人・42 件（※）

### (2) 年代別内訳

40 代：3 人 50 代：1 人 60 代：2 人

### (3) 提出方法別内訳

F A X：1 人、電子メール 5 人

※意見番号は 1～41 までとなっていますが、うち、意見番号 31 について類似意見が 1 件あったことから、意見数は 42 件となります。

### 3 意見に基づく当初案からの変更点

圏域住民の皆様からいただいたご意見をもとに、当初案から3項目を修正いたしました。

#### < I 連携中枢都市圏の形成に向けて >

意見の概要	修正内容	市の考え方
圏域の構成市町村がどのような考えで決まったのか不明であるため、「I 連携中枢都市圏の形成に向けて」において、その旨を記述すべきである。 (意見番号2)	<ビジョン p 3 > (以下の表現を追加) <u>※本圏域は、これまで札幌広域圏組合において石狩管内の振興を図ってきた石狩管内の8市町村のほか、札幌市への通勤・通学割合が10%を超える4市町を加えた全12市町村で構成することとしました。</u>	p 4

#### < IV 連携協約に基づき推進する具体的取組 >

意見の概要	修正内容	市の考え方
連携事業「連携事業の企画、立案、効果検証」の評価指標「本ビジョンに掲げるKPIの達成割合」について、具体的に何を指しているのか不明である。 (意見番号14)	<ビジョン p 41 > 本ビジョンに掲げるKPIの達成割合 ↓ <u>本ビジョンに掲げる各連携事業の評価指標の達成割合</u>	p 8

#### < その他 >

意見の概要	修正内容	市の考え方
小樽市の「樽」の表記に異字体が使用されている箇所がある。 (意見番号41)	<ビジョン該当箇所 > 小樽 ↓ 小樽	p 14

#### 4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

圏域住民の皆様からいただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方は以下のとおりです。

##### < I 連携中枢都市圏の形成に向けて >

意見番号	意見の概要	市の考え方
1	全体的に、さっぽろ圏以外にも当てはまるような一般論が書かれており、ただ複数市町村が集まっただけのもので関係性がわかりにくく、住民の感情や意見が反映されないものに感じられる。また、各地域の強みと弱みの考察がなされておらず、相互関係が見えないため、各市町村の競合による関係の悪化や縦割り行政などの弊害が生じ、各市町村が足を引っ張り合う結果となってしまうことを懸念する。	この取組は、新たな広域行政の制度であります「連携中枢都市圏構想」に則り、札幌市と連携市町村が協約を締結し、連携していくものです。この圏域は、食や観光、大学等の都市機能の集積などといった資源を有しており、今後、構成市町村がそれぞれの特徴を活かしながら、密接な連携と役割分担の下で、住民生活や圏域経済に資する取組を行い、連携をより深化させ発展していくことで、圏域としても、各構成市町村としても、より独自性を持った魅力・活力を有する地域になっていくものと考えています。また、圏域住民の皆様が、本圏域に愛着を抱き、圏域の将来について、さまざまな意見が出てくるような圏域を目指していきたいと考えています。
2	圏域の構成市町村がどのような考えで決まったのか不明であるため、「I 連携中枢都市圏の形成に向けて」において、その旨を記述すべきである。	いただいたご意見を踏まえ、該当箇所を修正しました。

##### < II 圏域の中長期的な将来像 >

意見番号	意見の概要	市の考え方
3	「II-2 圏域の中長期的な将来像」について、「住みたくなる」「投資したくなる」、「選ばれる」地域になりたいのはどの地域でも同じであると思うが、圏域で行うことで達成できる理由やメリットがよくわからない。また、「住みたくなる」、「投資したくなる」、「選ばれる」は、いずれも受け身的な表現とも解釈でき、保守的でネガティブな計画であるとの印象を受け、より能動的で行動的な将来像を描いてほしいと	本ビジョン案においては、構成市町村がそれぞれの特徴を生かしながら、密接な連携と役割分担の下で、住民生活や圏域経済に資する取組を行うことにより、住みたくなる人が多くなる、投資したくなる会社が増えていく、さまざまな面で「選ばれる」圏域となっていくものと考え、そのために必要な様々な事業を構築・掲載したところです。また、「住みたくなってもらう」、「投資したくなってもらう」、「選んでもらう」ためには、圏域全体における不断の努力を欠くことができない

	思った。	ものであり、常に、圏域の発展に向け、圏域外からの視点も踏まえながら、積極的な行動をとっていくことが必要であると考えています。
4	一般的に、住民サービスの向上は、行政コストの増加につながるものであるため、①圏域の人口だけでなく、総歳入についても予想するとともに収支、総行政コストの目標を設定し、効率的な行政運営を推進すること、②行政基盤を含むすべての圏域の行政機能を住民が共通利用できるシェアードサービスを整備するとともに、行政と住民の役割分担の見直しを含め、生活水準の向上を実現することを行うべきである。	人口減少や少子高齢化の進展に伴い、労働力や税収の減少が見込まれ、将来的に、公共施設や公共サービスなどを、フルセットで自治体ごとに提供することが難しい時代の到来が予測されています。このため、さらなる民間活力の活用などの検討も視野に入れながら、「よりきめ細やかな住民サービスの提供」と「行政コストの削減」を両立させていきたいと考えています。いただいたご意見は、今後の取組の検討過程において、参考とさせていただきます。
5	重点施策①に掲げる「圏域外からの資金をより稼ぐ」という点には賛同するが、大都市圏から遠距離に位置する北海道において、製造業を誘致することが困難であることを考慮しておらず、施策全般について設計が不十分であり、まずは、農業や漁業による収穫量や2次加工品をより増やすための生産力の増強を行った上で、販路拡大などの販売力の強化などを行うべきである。この視点による現状分析を再検証の上、圏域の産業構造として再掲載し、重点施策及び取組内容「戦略産業の育成」を見直すべきである。	本圏域には、圏域外から資金を稼ぐことができ、かつ、他の産業に与える影響力も高い、食料品製造業や農業、観光業が集積していることから、本ビジョン案においては、これらの産業分野を強化し、圏域内商品の販路拡大や、圏域内の周遊を促す観光施策など、圏域外からの資金をより稼ぐための取組を行うこととしています。
6	圏域の目標人口について、2030年までは、国立社会保障・人口問題研究所が2018年3月に公表した将来人口推計よりも低位に推移し、2030年以降に上回る計画となっている一方、具体的取組の期間は5年間となっており、具体的取組を実行しても、2040年時点における目標人口の確保に近付いていることを検証できないものとなっている。このため、①3つの重点施策に対し、3～5年ごとに、2040年までのKPIを設定して進捗管理を行うこと、②3つの重点施策を	本ビジョン案における2040年時点での圏域の目標人口は、圏域を構成する各市町村の人口ビジョンにおける目標値を合算したものです。この目標人口の確保は、概ね5年ごとに設定する、「IV 連携協約に基づき推進する具体的取組」における「1 圏域全体の経済成長のけん引」、「2 高次の都市機能の集積・強化」及び「3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」で掲げる基本KPIをそれぞれ着実に達成することにより、実現がなされていくものと考えています。なお、目標人口や基本KPIについては、社会情勢の変化や指標の達成

	<p>実行することで、圏域の目標人口を達成できる論理を明確にすることが必要であると考える。</p>	<p>度などの観点を踏まえながら、より適切なものに変更することも視野に入れていきます。</p>
--	---	---

### <Ⅲ 計画の体系>

意見なし

### <Ⅳ 連携協約に基づき推進する具体的取組>

意見番号	意見の概要	市の考え方
7	<p>基本 KPI に、「圏域の人口」、「行政総コスト」及び「住民満足度」を追加すべきである。</p>	<p>本ビジョン案においては、「圏域の人口」を 2040 年時点で 240 万人を確保するものと設定し、概ね 5 年ごとに設定する、「Ⅳ 連携協約に基づき推進する具体的取組」における「1 圏域全体の経済成長のけん引」、「2 高次の都市機能の集積・強化」及び「3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」で掲げる基本 KPI をそれぞれ着実に達成することにより、実現がなされていくものと考えています。なお、目標人口や基本 KPI については、社会情勢の変化や指標の達成度などの観点を踏まえながら、より適切なものに変更することも視野に入れており、いただいたご意見は、その検討過程等において、参考とさせていただきます。</p>
8	<p>「Ⅳ 連携協約に基づき推進する具体的取組」における「2 高次の都市機能の集積・強化」の基本 KPI「札幌駅の乗車人員数（1 日平均）」について、バス及び自家用車による利用者も捕捉し追加すべきではないか。または、「都市機能の利用者総数の圏域人口に占める割合（高次機能の利用率）」が基本 KPI として相応しいのではないか。</p>	<p>「2 高次の都市機能の集積・強化」の基本 KPI「札幌駅の乗車人員数（1 日平均）」は、高次の都市機能の集積・強化を前提とした、圏域内の人の還流の度合いを測る指標として、大規模輸送が可能な鉄軌道系交通機関における圏域の中心駅を設定対象としたものです。いただいたご意見は、検証可能性も含めて、今後の指標設定の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>「Ⅳ 連携協約に基づき推進する具体的取組」における「3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の基本 KPI は、①行政コストに関すること、②住民満足度に関することが設定されるべきである。</p>	<p>「3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の基本 KPI「20～29 歳人口における道外への社会増減数」は、本圏域において、20 代における道外への転出超過数が多い現状などを踏まえたものです。いただいたご意見は、今後の指標変更の際の参考とさせていただきます。</p>

10	<p>圏域の住民参加及び北海道との役割分担に関する記述が少ない。</p>	<p>圏域の住民参加は、本ビジョン案に関するパブリックコメント手続のほか、本ビジョン策定後においても、連携事業「にぎわいの創出」におけるホームページなどを用いた情報提供や、連携事業「連携事業の企画、立案、効果検証」における連携中枢都市圏ビジョン懇談会における公開の議論を通じた効果検証などを行うことを想定しています。</p> <p>北海道との役割については、基礎自治体同士の政策的な合意により形成される圏域である連携中枢都市圏と、広域自治体である都道府県との性質の違いにより分担がなされていることから、本ビジョン案において明示はしていませんが、二重行政の防止などの観点に留意し、今後も適切な役割分担を行っていきたいと考えています。</p>
11	<p>各取組は、札幌市が中心となり、各市町村が協力するという体系になっているが、各取組について、知識や経験に明るい市町村があると思われるため、どの市町村がどの取組に強いかを把握した上で、その市町村が中心になった方がよい。また、札幌市と各連携市町村との関係のみならず、連携市町村同士の連携という視点があった方がよい。</p>	<p>各市町村の役割分担については、今後、連携が深化していくなかで、互いの強みや弱みをより一層適確に把握することなどにより、より適切なものとなっていくことを想定しています。また、連携中枢都市圏の制度上は、連携中枢都市である札幌市と各連携市町村との連携関係が原則となりますが、これを基礎にした各連携市町村同士の連携についても積極的に行っていくことが、圏域全体の発展につながるものと考えています。</p>
12	<p>それぞれの取組は独立して行うのか。事業によっては、複数の取組にまたがることも想定されると思うが、その場合は、どのような対応をするのか。</p>	<p>他の連携事業と併せて実施することにより相乗効果が生まれるような連携事業については、今後の連携の深化や発展に応じて、その実施について工夫していくことを想定しています。この場合においては、圏域内市町村間の連携のほか、各市町村内部における横の連携も積極的に行うことがより効果的であると考えています。</p>
13	<p>各取組は、国や関係機関の意見で市町村側が一方的に決定行動をするような印象を持ったが、実際にそこに暮らす住民の意見や要望も取り入れる仕組みがあると良い。</p>	<p>各取組は、あくまで札幌市と各連携市町村の政策的な合意に基づいて、その内容等を決定することとなります。その決定過程における、本ビジョン案に関するパブリックコメント手続のほか、圏域の形成後は、ホームページなどを用いた情報提供や、連携中枢都市圏ビジョン懇談会における公開の議論を通じた効果検証などを行うことにより、</p>

		住民の皆様への情報提供や、意見募集を行っていきたくと考えています。
14	連携事業「連携事業の企画、立案、効果検証」の評価指標「本ビジョンに掲げる KPI の達成割合」について、具体的に何を指しているのか不明である。	連携事業「連携事業の企画、立案、効果検証」の評価指標「本ビジョンに掲げる KPI の達成割合」は各年度における各連携事業の「評価指標」を指しています。いただいたご意見を踏まえ、表現を修正しました。
15	連携事業「連携した企業誘致の推進」の評価指標に「企業誘致数」などを追加すべきである。	連携事業「連携した企業誘致の推進」では、実施する誘致施策の効果を測定するという観点から、「誘致施策を活用した立地企業数」を評価指標としています。なお、この誘致施策は、本圏域内に企業の施設の新設などがあった場合を前提としています。
16	連携事業「創業の促進」の評価指標に「創業者数」などを追加すべきである。	連携事業「創業の促進」では、2019 年度には創業志望者向け講座の開講を行い、その他の取組については、2019 年度中に構築することを目指しています。いただいたご意見は、取組の構築状況等を考慮の上、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。
17	連携事業「新産業の育成に向けた支援」の評価指標に「育成された新産業数」を追加すべきである。	連携事業「新産業の育成に向けた支援」は、圏域全体としては初の取組であることから、まずは圏域内の企業等の支援制度の利用促進に重点を置き、「新製品、新技術開発等に対する補助や専門家チームの企業への派遣等の支援件数」を評価指標としています。いただいたご意見は、今後の利用状況等を踏まえ、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。
18	連携事業「産学官連携に関する体制の検討」の評価指標は、「活用方法等の検討の結果として生み出される連携施策数」などとするべきである。	連携事業「産学官連携に関する体制の検討」は、圏域全体としては初の取組であることから、まずは「検討の場」を円滑に機能させることに重点を置き、「R&B パーク大通サテライト (HiNT) の活用方法等の検討に関する会議の開催回数」を評価指標としています。いただいたご意見は、今後の検討状況等を踏まえ、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。

19	<p>連携事業「販路拡大に向けた支援」の評価指標に「圏域外との取引量」などを追加すべきである。</p>	<p>連携事業「販路拡大に向けた支援」では、実施する商談会や展示会などの効果を測定するという観点から、「商談会の商談件数」及び「国内外への展示会やフェア等の延べ参加企業数」を評価指標としています。いただいたご意見は、今後の事業の実施状況等を踏まえ、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>取組内容「戦略的な観光施策」において、観光事業によってどのような経済効果をもたらしたのかをある程度正確に把握する「観光用管理会計システム」を圏域内の観光事業者及び行政が活用できる共通サービスとして構築することを希望する。</p>	<p>連携事業「共同プロモーションや観光資源の活用等の推進」では、観光客動態調査の実施等を行うことを想定しています。いただいたご意見は、今後の事業実施及び構築を行う際の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>連携事業「都心アクセス強化に関する情報共有」は、何をもって都心アクセスが強化されたのかを定義した上で、それを達成する施策の実行状況などを評価指標とすべきである。</p>	<p>連携事業「都心アクセス強化に関する情報共有」は、都心アクセス強化の検討に当たり、事業効果の波及が見込まれる周辺市町との情報交換等を行うものです。このため、「『都心アクセス強化検討に関する道央都市圏連携会議』における情報共有の実施回数」を評価指標としていますが、今後、検討の段階に応じて、整備効果等についても関係市町間で情報共有を図り、その実現に向けて取組を進めていきます。</p>
22	<p>連携事業「公共施設の相互利用や配置に関する検討」の評価指標は、「相互利用回数（相互利用者数）」などが適切であると考ええる。また、小、中、高等学校を対象とした議論もお願いしたい。</p>	<p>連携事業「公共施設の相互利用や配置に関する検討」では、市町村の区域を越えた公共施設の利用に関する先行事例を踏まえ、斎場の広域利用に関する協議・検討等を行うほか、公共施設の相互利用や機能集約化、配置等についての調査研究、大規模改修や災害時における相互バックアップ体制の構築等に関する協議・検討等を行うこととしています。このため、「公共施設の相互利用や相互バックアップ体制の構築等に関する協議・検討等に関する会議の回数」などを評価指標としています。いただいたご意見は、今後の協議・検討等の状況を踏まえ、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、小、中、高等学校を対象とした配置等の検討については、小、中学校は学校教育法（昭和 22</p>

		<p>年法律第 26 号) において、各市町村に、その区域内の児童又は生徒の就学に必要な小、中学校を設置する義務があること、高等学校はそのほとんどが北海道が設置しているものであることなどから、現時点では、連携事業として実施することは想定しておりません。</p>
23	<p>「IV 連携協約に基づき推進する具体的取組」における「3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」は、行政コストの適正化を軸とした取組に変更すべきである。</p>	<p>これまでも厳しい財政状況のなか、各市町村において、行政の効率化などについて、さまざまな取組が行われてきたところです。本ビジョン案においても、「II-2 圏域の中長期的な将来像」において、重点施策として、「住民の安全・安心が確保され、持続可能な行政サービスが提供できる圏域に」を掲げており、今後、圏域内の市町村間での役割分担のあり方や、さらなる民間活力の活用などの検討を視野に入れ、より効率的な行政運営に向けた取組を進めていきたいと考えています。</p>
24	<p>連携事業「救急医療の維持・向上等に向けた取組の推進」の評価指標は、「適正利用の取組施策の実行状況」や「救急安心センターさっぽろの広域率」などとすべきである。</p>	<p>連携事業「救急医療の維持・向上等に向けた取組の推進」は、「救急安心センターさっぽろ」の安定的な運営のほか、圏域全体として救急医療の適正利用の取組等の検討を行うという初の取組であることから、「救急医療の適正利用の取組等の検討に関する会議の回数」を評価指標としています。いただいたご意見は、取組の構築状況等を考慮の上、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。</p>
25	<p>連携事業「保育士不足対策に関する検討」の評価指標は、「保育士の不足状況」などとすべきである。</p>	<p>連携事業「保育士不足対策に関する検討」は、圏域全体としては初の取組であることから、まずは圏域内でどのような保育士確保に関する取組を行うことが効果的であるかなどについて検討を行うことに主眼を置き、「保育士確保に関する連携した取組の検討に関する会議の回数」を評価指標としています。いただいたご意見は、今後の検討状況等を踏まえ、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>連携事業「生活困窮者自立支援法の任意事業に関する情報共有」の評価指標は、「情報共有した事案数」や「参考にした事例数」</p>	<p>連携事業「生活困窮者自立支援法の任意事業に関する情報共有」は、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けたより効果的な支援を行うため</p>

	<p>などとすべきである。</p>	<p>に、各市町村の取組や課題等の情報共有を行うことを目的としていることから、「生活困窮者自立支援法の任意事業に関する取組や課題等について情報共有するための会議の回数」を評価指標としています。いただいたご意見は、今後の取組の状況等を考慮の上、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>連携事業「都市計画に関する情報共有」の評価指標は、「連携を通じた都市計画区域の用途地域の見直しの実施回数」などとすべきである。</p>	<p>連携事業「都市計画に関する情報共有」では、土地利用の規制・誘導、都市建設の整備、市街地開発事業等についての意見交換等を行う「札幌圏広域都市計画協議会」の総会及び研修会の開催を想定していることから、「『札幌圏広域都市計画協議会』の総会及び研修会の開催回数を評価指標としています。なお、用途地域の見直しは、社会情勢や土地利用状況の変化などを踏まえた上で、各市町村において実施の必要性を都度判断するものであるため、見直しの実施回数を事前に定めることは、性質上馴染まないものと考えています。</p>
28	<p>連携事業「女性活躍の推進」の評価指標は、「女性活躍度」を定義した上で、これを採用すべきである。</p>	<p>「女性活躍」には、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に掲げる「女性の職業生活における活躍」のほか、家庭や地域社会など、様々な場における活躍が考えられます。このため、「女性活躍度」を一義的に定義することはせず、機運を醸成するということに重点を置き、イベントにおける「連携した大学数」や、女性起業家との「交流会の参加者数」を評価指標としています。</p>
29	<p>連携事業「廃棄物対策における連携の推進」の評価指標は、「違法投棄量を削減する施策の実行状況」や「廃棄物施設の共通利用促進状況」などを表すものとすべきである。</p>	<p>連携事業「廃棄物対策における連携の推進」は、まずは廃棄物問題に関する情報交換等を行うことを目的としているため、「定例会の開催」を評価指標としています。いただいたご意見は、今後の定例会における検討状況等を踏まえ、評価指標の変更を行う際の参考とさせていただきます。</p>
30	<p>連携事業「再生可能エネルギーの圏域内導入拡大に係る検討」について、採算性に疑問がある。</p>	<p>水素エネルギーは、活用され始めて間もない黎明期にあることから、当面は価格面で課題があるものの、国が示す「水素・燃料電池ロードマップ」において、将来的には従来エネルギーと遜色ない価格まで低減されていく目標が示されるなど、今後、社会で広く扱われていくエネルギーであると</p>

		<p>考えています。</p> <p>連携中枢都市圏では、地域が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、地域の社会や経済の発展に資するよう、余剰電力を水素エネルギーに変換し、活用できる社会づくりを進める考えです。</p> <p>いただいたご意見を参考とし、環境や安全への配慮、適切な予算措置に留意しながら、再生可能エネルギーの拡大や水素エネルギーの利活用に向けた取組を進めていきたいと考えています。</p>
31	<p>連携事業「再生可能エネルギーの圏域内導入拡大に係る検討」について、水素の利活用は安全性の面で疑問があり、導入拡大は慎重に行うべきである。また、大型の風力発電施設による健康への影響等について懸念がある。</p> <p>(類似意見 1 件)</p>	<p>水素は、天然ガスなどと同様に、可燃性ガスではあるものの、法令に基づく基準に従うことで、安全に使用することが可能です。正しく使用すれば、他のエネルギー同様安全なものであり、既に全国で 100 か所以上の水素ステーションが整備され、約 3,000 台の燃料電池自動車、25 万台以上の家庭用燃料電池が普及し、水素エネルギーが安全に扱われています。</p> <p>また、風力発電施設については、民間事業者が適切な基準に基づき、環境影響評価を行ったうえで、国や北海道の審査の下、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき許可がなされるものです。騒音への懸念に対しては、環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を踏まえ、設置・運営がされていくものと考えています。</p>
32	<p>取組内容「ICT インフラ整備」について、ICT に関わる行政コストは共通利用によって大きく最適化が図られるため、圏域全体の ICT の総コストを最適化するプロジェクトを設置し、計画化する連携事業を新設した方が良い。</p>	<p>圏域全体の ICT 総コストの最適化という視点は、人口減少・少子高齢社会の進展に伴い、労働力や自治体の税収の減少が見込まれるなか、重要なものであると考えています。いただいたご意見は、今後の事業構築において、参考とさせていただきます。</p>
33	<p>連携事業「圏域内農産物の消費促進」について、学校給食に限定せず、圏域住民も対象とした施策にすべきである。</p>	<p>連携事業「圏域内農産物の消費促進」は、学校給食に留まらず、幅広い範囲で行っていくことが効果的であると考えています。いただいたご意見は、今後の事業構築において、参考とさせていただきます。</p>

34	連携事業「圏域外からの移住促進」について、3大都市圏において移住を進める活動を日常的に行うような体制の構築とその実行が効果的であると考えます。	連携事業「圏域外からの移住促進」では、圏域内の移住情報について、HPなどを用いた情報発信を定期的に行うことを想定しています。いただいたご意見は、今後の事業実施及び構築において、参考とさせていただきます。
35	全道各地から札幌市に仕事をしに来る、特に若い世帯の方々に対し、連携市町村に移住してもらえるよう、積極的にアピールをするべきである。	連携事業「圏域外からの移住促進」では、圏域における人口減少の緩和や労働力の確保等を図るために、圏域全体で移住を促進することとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施及び構築において、参考とさせていただきます。

### < V 計画の推進体制 >

意見番号	意見の概要	市の考え方
36	「V 計画の推進体制」について、札幌市と各連携市町村の立ち位置がわかりにくいいため、命令等の上下関係がどのようになるのかを明確にしてほしい。	本ビジョン案は、札幌市と各連携市町村が、あくまで対等な関係において締結した、さっぽろ連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づき、策定されているものです。「V 計画の推進体制」においても、「さっぽろ連携中枢都市圏関係首長会議」をはじめとして、「さっぽろ連携中枢都市圏実務者会議」や「各事業部局による取組（ビジョン掲載事業における実施体制）」を掲げており、これらも札幌市と各連携市町村が対等な関係において、互いに連携・協力をしながら行っていくものです。

### < その他 >

意見番号	意見の概要	市の考え方
37	さっぽろ圏以外の圏域との関係性や連携・協力について考慮しなくてよいのか。また、北海道、日本、アジア、世界におけるさっぽろ圏の役割に関する考察も、「II-2 圏域の目指す将来像」における「『住みたくなる』『投資したくなる』『選ばれる』さっぽろ圏域」に結び付けていってほしい。	さっぽろ圏域が形成され発展し、取組の深化などが図られることにより、今後、他圏域との連携・協力などについての可能性も出てくるものと考えています。また、北海道や日本、アジア、世界におけるさっぽろ圏域の位置付けも、さっぽろ圏域の発展や取組の深化が進むことにより、より明確に示すことができるようになるものと考えています。

38	<p>「Ⅲ 計画の体系」や「Ⅳ 連携協約に基づき推進する具体的取組」について、「Ⅱ-2 圏域の中長期的な将来像」に掲げる「『住みたくなる』『投資したくなる』、『選ばれる』さっぽろ圏域」とどのように結び付くのかわかりにくいいため、各連携事業が住民生活にどのように関わり、その結果として、どのように「『住みたくなる』『投資したくなる』、『選ばれる』」のかを明確にした方が良い。</p>	<p>「Ⅲ 計画の体系」及び「Ⅳ 連携協約に基づき推進する具体的取組」に掲げる各連携事業を着実にを行うことにより、その効果が積み重なり合っていくことで、「Ⅱ-2 圏域の中期的な将来像である「『住みたくなる』『投資したくなる』、『選ばれる』さっぽろ圏域」の実現に近付いていくものと考えています。</p>
39	<p>「より安定的な医療サービスの提供」の一環として、化学物質過敏症の診察ができるアレルギー科を設置してほしい。また、「企業と連携したまちづくり活動を促す取組」の一環として、無農薬の農業生産法人と連携して、その農地周辺に公営住宅を建設し、化学物質過敏症の患者専用棟を作るほか、社会福祉法人や観光業界と連携して、短期滞在型の化学物質過敏症患者及び理解者用の移住体験ホテルを作ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>「さっぽろ連携中枢都市圏」について知らなかったため、より早く、時間をかけて広報などを行ってほしかった。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後は、連携事業「にぎわいの創出」などにおいて、より一層の広報活動を行っていきます。</p>
41	<p>小樽市の「樽」の表記に異字体が使用されている箇所がある。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、該当箇所を修正しました。</p>

平成 31 年（2019 年）3 月発行

企画・編集：札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2281 FAX011-218-5109

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusu.html>

市政等資料番号：01-B01-18-2825